

令和7年度 地域包括支援センター活動状況について

1 人員体制について

高齢者に関する多様な課題に幅広く対応するために、専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置している。

また、介護予防支援事業所として、介護予防ケアマネジメント業務、介護予防支援業務を遂行するための介護支援専門員、看護師を配置している。

職種	令和7年度人数	配置
保健師	5人	保健課4名・保健福祉課1名
社会福祉士	3人	保健課3名（会計年度任用職員）
主任介護支援専門員	2人	保健課1名・保健福祉課1名
介護支援専門員	2人	保健課2名（会計年度任用職員）
看護師	1人	保健課1名（会計年度任用職員）

2 業務内容について

区分	主な内容
① 総合相談支援	高齢者の対するワンストップの拠点として、地域に住む高齢者の様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ継続的に支援する。
② 権利擁護	高齢者に対する虐待防止や早期発見・対応、その他権利擁護のための必要な援助を行う。
③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援	介護支援専門員に対し、日常的な個別相談や支援困難事例への指導・助言を行う。
④ 地域ケア会議	高齢者に関する多職種が協働して個別課題の解決を図るとともに、地域に共有した課題を把握する。
⑤ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	要支援、事業対象者に対するケアプラン等を作成などの介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う。

3 地域包括支援センターの事業評価の点検について（資料5別紙参照）

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第4項において、センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、また、同条第9項において、市町村は、定期的にセンターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされており、厚生労働省老健局振興課長通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」に評価指標が示されている。

この評価結果を地域包括支援センター運営等協議会において点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策（予算要求、定員要求、業務改善など）の検討を行うこととされている。